イ　当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した各事業年度（当該被合併法人（連結内合併に係る被合併法人を除く。）の各事業年度にあつては、その月数が六月に満たないものを除く。）の確定法人税額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの

ロ　当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した各連結事業年度（当該被合併法人（連結内合併に係る被合併法人を除く。）の各連結事業年度にあつては、その月数が六月に満たないものを除く。）の当該被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の連結法人税個別帰属支払額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの

三　当該連結事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間　当該合併又は当該残余財産の確定に係る被合併法人等の確定法人税額等をその計算の基礎となつた当該合併に係る被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに当該合併の日から当該六月を経過した日の前日まで又は当該残余財産の確定の日の翌日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

5　第一項の場合において、同項の連結親法人が同項の連結事業年度開始の日に行われた適格合併（法人を設立するものに限る。）に係る合併法人であるときは、その連結親法人が提出すべき当該連結事業年度の連結中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該適格合併に係る被合併法人の確定法人税額等をその計算の基礎となつた当該適格合併に係る被合併法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額と同号イ及びロに掲げる金額の合計額とを合計した金額とする。

6　第一項の場合において、第一号に掲げる金額が第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を超えるときは、同項の連結親法人が提出すべき同項の連結事業年度の連結中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号及び第二項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額にその超える部分の金額を加算した金額とする。

一　第二項第一号に掲げる金額を当該連結事業年度の前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二　連結確定法人税額を当該連結事業年度の前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

三　第二項第二号に掲げる金額を当該連結事業年度の前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

四　連結内合併に係る被合併法人又は残余財産が確定した連結子法人に係る第四項第二号及び第三号に定める金額の合計額

第八十一条の十九第八項を削る。

第八十一条の二十第三項中「第八十一条の九第六項」を「第八十一条の九第七項」に改める。

第八十一条の二十二第二項及び第八十一条の二十五第一項中「支出すべき」及び「収入すべき」を「帰せられる」に改める。

第八十一条の三十一第一項中「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、当該分割型分割の日の属する第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日）」を削り、同条第三項中「及び第五十七条第二項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する合併類似適格分割型分割後の解散」及び「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、「同条第四項」を「同条第五項」に、「あるのは「当該」を「あるのは、「当該」に改め、「、「請求することができる」とあるのは「請求することができる。ただし、還付所得連結事業年度から欠損連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限る」と」を削る。

第八十四条の二第一項及び第八十六条中「分社型分割」を「分割」に改める。

第二編第三章の章名、同章第一節の節名、同節第一款から第四款までの款名及び同章第二節の節名を削る。

第九十二条から第百二十条までを次のように改める。

第九十二条から第百二十条まで　削除

第百二十一条第一項第三号並びに第二項第三号及び第四号を削る。

第百二十二条第二項第五号を削り、同項第六号中「連結親法人事業年度」の下に「（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。第八号において同じ。）」を、「経過する日」の下に「（残余財産の確定の日の属する事業年度にあつては、当該事業年度終了の日の翌日から一月を経過する日（当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日）とする。以下この項及び第百二十五条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）において同じ。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第百二十五条中「又は第六号」を削り、「ついてはこれらの号」を「ついては同号」に、「同項第七号又は第八号」を「同項第六号又は第七号」に改める。

第百二十七条第一項第一号中「行なわれて」を「行われて」に、「こと。　当該」を「こと　当該」に改め、同項第二号及び第三号中「こと。　当該」を「こと　当該」に改め、同項第四号中「又は第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）」を削り、「こと。　当該」を「こと　当該」に改め、同項第五号中「こと。　その」を「こと　その」に改める。

第二編第四章を同編第三章とする。

第百二十九条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「第百三十四条の二第一項」を「第百三十五条第一項」に改め、「第二十八条第二項」の下に「（更正通知書の記載事項）」を加え、同項を同条第二項とする。

第百三十二条の二中「事後設立」を「現物分配」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人

第百三十五条を削る。

第百三十四条の二第二項中「連結法人が自己を分割法人とする分割型分割を連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の日の翌日からその終了の日までの間に行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度及び」を削り、「場合（」の下に「第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する」を加え、「分割前事業年度等」を「取消前事業年度等」に改め、「当該更正の日の属する」を「取消前事業年度」に改め、「又は当該更正の日の属する」の下に「第十五条の二第一項に規定する」を加え、「経過する日の属する連結親法人事業年度終了の日の」を「経過する日の」に、「連結親法人事業年度終了の日まで」を「連結事業年度終了の日まで」に改め、同項第四号中「の属する連結親法人事業年度終了の日」を削り、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「解散（」を「破産手続開始の決定による解散（」に改め、「及び単体間適格合併による解散」を削り、「その解散の日（合併による解散の場合には、その合併の日の前日）」を「その破産手続開始の決定の日」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　残余財産（連結法人の残余財産を除く。）が確定したこと　その残余財産の確定の日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

二　合併の日の前日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による解散を除く。）をしたこと　その合併による解散（連結法人の解散及び単体間適格合併による解散を除く。）をしたこと　その合併の日の前日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

第百三十四条の二第三項に次の一号を加える。

七　普通法人又は協同組合等（連結法人を除く。）が公益法人等に該当することとなつたこと　その該当することとなつた日の前日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限